

国地契第11号
国官技第62号
国営管第95号
国営計第32号
国土建第110号
国港総第82号
国港技第20号
国空予管第73号
国空安保第84号
国空交企第107号
国北予第7号
平成27年5月28日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	建政部長殿
	港湾空港部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
	保安部長殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
土地・建設産業局建設業課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局安全部空港安全・保安対策課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」
の一部改正について

国土交通省直轄工事における建設業者の社会保険等未加入対策については、「発注者

と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成26年5月16日付け国地契第4号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、国土建第8号、国港総第34号、国港技第7号、国空予管第49号、国空安保第31号、国空交企第54号、国北予第5号。以下「通達」という。）に基づき、平成27年度以降に締結する工事の請負契約に係る一般競争に参加する者に必要な資格の審査において社会保険等未加入建設業者を受け付けないこととすることや全ての社会保険等未加入建設業者を建設業担当課に通報すること等の措置を講じてきたところである。

今般、上記措置に加え、平成27年8月1日以降に入札契約手続を開始する、下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）未満である工事において、原則として、受注者による社会保険等未加入建設業者との下請契約の締結を禁止する措置を試行するため、通達を下記のとおり改正するので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記1本文中「下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる工事」を「下請契約を締結する工事」に、同(1)①標題を「一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合」に、同(1)②中「一次下請契約の契約書（一次下請契約以外の下請契約を締結した下請負人の場合は、再下請負通知書）及び施工体制台帳」を「施工体制台帳及び再下請負通知書」に改める。

附 則

この通知は、平成27年8月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。